

環境保全協定書

(写)

令和7年3月29日 調印

上	泉	自	治	会
下	泉	自	治	会
西	尾	原	自	治
福	平	自	治	会
小	波	上	自	治
小	波	浜	自	治
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター				
鳥		取		県
米		子		市

環境保全協定書

上泉自治会、下泉自治会、西尾原自治会、福平自治会、小波上自治会及び小波浜自治会（以下「甲」という。）、公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「乙」という。）、鳥取県（以下「丙」という。）及び米子市（以下「丁」という。）は、乙が米子市淀江町小波地内に設置運営する産業廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」という。）において行う産業廃棄物の最終処分場の業務（以下「処分業務」という。）に伴う周辺地域の環境保全について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の地域の良い環境の保全を図り、処分業務に伴い公害が生じることを未然に防止するとともに、同地域の生活環境を保全し、甲、乙間の理解を深め、協調・信頼関係を強化するために必要な事項を定める。

（誠実義務）

第2条 甲及び乙は、法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実にこの協定の各条項の履行に努めるものとする。

（公害防止等の基本理念）

第3条 乙は、処分業務に伴い公害を発生させないこと及び甲の地域の生活環境を保全することを基本理念として、常に適切な措置を講じるものとする。

（役割）

第4条 甲は、乙が実施する生活環境保全対策に協力するとともに、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全が図られるよう乙の処分業務を監視し、乙に対して意見を述べるができるものとする。

2 乙は、処分場の建設及び運営について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びその他関係法規を遵守するとともに、地域の生活環境を保全するために万全の策を講じるものとする。

3 丙は、乙の処分業務について、乙に対する指導、助言、その他必要な支援を責任を持って行うとともに、最終的な責任を負うものとする。

4 丁は、乙の処分業務に伴い甲の地域の生活環境に支障が生じていないことを確認するとともに、甲による本協定で定める権利の行使等（第4条、第10条、第11条、第14条、第15条、第16条、第17条、第19条、第22条）、その他本事業に関連する地域振興の実施に際し、必要に応じて甲に対して支援をするものとする。

（受入廃棄物）

第5条 乙が受け入れる廃棄物は、鳥取県内の事業所（産業廃棄物の焼却処理等を行う中間処理業者の事業所を含む。）から排出された廃棄物であって別表1に掲げるものとする。

2 乙は、受け入れる廃棄物の種類を変更しようとする場合は、あらかじめ第17条で規定する安全監視委員会（以下「委員会」という。）と協議し、了解を得るものとする。

(廃棄物を搬入する日時)

第6条 廃棄物を処分場へ搬入する日時は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分までの間とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び乙の年末年始の休業日を除くものとする。

2 乙は、搬入する日時を変更しようとする場合は、あらかじめ委員会と協議し、了解を得るものとする。

(廃棄物の搬入経路)

第7条 廃棄物を処分場へ搬入する経路は、原則として別表2のとおりとする。

2 乙は、搬入する経路を変更しようとする場合は、あらかじめ委員会と協議し、了解を得るものとする。

(廃棄物の搬入管理)

第8条 産業廃棄物を排出する者(以下「排出事業者」という。)から廃棄物の処理の依頼があった場合は、乙は、排出事業者に対し当該廃棄物に関する資料の提出を求めるとともに、排出事業者の事業所等に出向いて当該廃棄物の調査及び必要に応じて検査を実施し、当該廃棄物の受入れの適否を別表3の受入基準及び別表4の判定基準(以下「受入基準等」という。)に基づき確認するものとする。

2 乙は、前項の確認の結果、当該廃棄物が受入基準等に適合すると認めるときに限り排出事業者と当該廃棄物の処理に係る契約を締結するものとする。

3 乙は、前項の契約の締結後に、廃棄物を搬入する者(以下「搬入事業者」という。)の車両の登録を行うものとする。

4 搬入事業者は、原則として事前に廃棄物を搬入する日時を乙に連絡して、乙の了解を得るものとする。

5 乙は、搬入事業者に対して、別表2の搬入経路、搬入経路通行時の注意事項の周知及び遵守の徹底に努めるものとする。

6 乙は、廃棄物の処分場搬入時、搬入事業者が携行した書類を審査し、目視による廃棄物の検査及び廃棄物を搬入車両から荷降ろしし、廃棄物の内容及び放射線の状況の検査を行うとともに、必要に応じて抜き取り検査を実施するものとする。

7 乙は、前項の検査の結果、受入基準等に適合しないと認めるときは、受入を拒否し、排出事業者又は搬入事業者に廃棄物を全て持ち帰らせるものとする。

(処分場の維持管理)

第9条 乙は、処分場に起因する大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭により甲の地域の生活環境を損なうことがないように、乙が別に定める作業マニュアル及び施設の維持管理マニュアル等に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は、受入れた廃棄物から粉じんが処分場の外に飛散しないように散水、覆土、及び強風時における廃棄物の受入れの中止等の適切な措置を講ずるものとする。

(処理水の水質検査)

第10条 乙は、処分場の水処理施設で処理した処理水の水質の検査を、別表5の頻度のとおり実施し、同表の自主基準値に適合していることを確認するものとする。

2 前項の検査の結果、自主基準値に適合しない場合は、乙は、廃棄物の受入れ中止及び処理水

の放流を直ちに中止するとともに、甲、丙及び丁に報告するものとする。

3 前項の場合、乙は速やかに原因を究明するとともに必要な措置を講じ、自主基準値に適合させ、甲、丙及び丁に実施した措置及び自主基準値の適合を報告した上で、処理水の放流を再開することができるものとする。

4 前項の報告後、廃棄物の受入れの再開について、乙は、委員会と協議し、了解を得た後に行い、その旨を甲、丙及び丁に報告するものとする。

(地下水の水質検査)

第11条 乙は、処分場の周囲の地下水の検査を、別表6の頻度のとおり実施し、同表の法令基準値に適合していることを確認するものとする。

2 前項の検査の結果、別表6の法令基準値に適合しない場合又は異状が認められた場合には、乙は廃棄物の受入れを直ちに中止し、甲、丙及び丁に報告するものとする。

3 前項の場合、乙は速やかに原因を究明するとともに必要な措置を講じ、甲、丙及び丁に実施した措置とその結果を報告するものとする。

4 前項の報告後、廃棄物の受入れの再開について、乙は、委員会と協議し、了解を得た後に行い、その旨を甲、丙及び丁に報告するものとする。

(周辺環境モニタリング)

第12条 乙は、処分場の周縁における大気質、騒音、振動、悪臭の状況及び放流先河川の水質の調査(以下「周辺環境モニタリング」という。)を、処分場の稼働後、1年以内に実施するものとする。

2 周辺環境モニタリングの内容及び調査する地点等の詳細については、委員会と協議して決定することとし、これらの調査内容の変更や、継続の有無等についても同様とする。

(調査結果等の公表)

第13条 乙は、第7条から前条、第14条及び第15条に規定する事項を公表することとし、丙が実施した水質等の検査結果についても同様とする。

(埋立終了及び処分場の廃止)

第14条 乙は、廃棄物の埋立を終了しようとするときは、あらかじめ甲、丙及び丁に報告するものとし、埋立を終了した後は、丙から処分場の廃止の確認を受けるまで適正に処分場の維持管理を行うものとする。

2 乙は、処分場を廃止しようとするときは、廃止後の水質の検査について委員会と協議し、了解を得るものとする。

3 処分場の埋立を終了した後は、農地としての利用が予定されていることから、乙は、廃棄物の埋立の終了した表面から約1メートルの厚さの覆土を実施した後に、土地所有者に返還するものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 処分場において甲の地域の生活環境に支障を及ぼすおそれのある事故が発生した場合は、乙は廃棄物の受入れを直ちに中止し、適切な措置を講ずるとともに、その状況を甲、丙及び丁に報告するものとする。

2 前項の場合、乙は、事故の原因を究明するとともに、再発の防止の措置を講ずるものとする。

3 前項の措置を講じた後、廃棄物の受入れを再開する場合は、委員会と協議し、了解を得た後に行い、その旨を甲、丙及び丁に報告するものとする。

(被害発生時の対応)

第16条 乙は、処分場の事業に起因して甲及びその住民に被害を与えた場合並びにその疑いが生じたときは、速やかに原因を究明するとともに、被害の回復の措置を講じ、必要に応じて補償をするものとする。

2 前項の被害が、乙以外の原因で発生し、甲又はその住民がその原因者に対して損害賠償請求をする場合には、乙は、甲又はその住民からの求めに応じ、乙の保有する原因究明に関する資料を提供するなど損害の賠償請求に協力するものとする。

(安全監視委員会)

第17条 処分場の安全を監視するために甲の代表者12名以内(各自治会から2名以内)、丙及び丁の代表者各1名で構成する委員会を設置する。

2 委員会は、次の事項を所掌する。

(1) 廃棄物の搬入の管理、処分場の維持管理等この協定に定める事項の履行状況の確認、点検等に関すること。

(2) 第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第10条第4項、第11条第4項、第12条第2項、第14条第2項、第15条第3項、第20条、第22条第1項ただし書及び別表1注2に規定する協議又は了解に関すること。

(3) その他この協定に係る処分場の安全監視に関すること。

3 委員会は、必要があると認めるときは、学識経験者に対して出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 前各項に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は委員会が別に定めるものとする。

(運営状況の監視)

第18条 委員会は、必要に応じて処分場に立ち入り、運営状況を監視することができるものとする。この場合において、当該監視活動に要する費用は乙の負担とする。

(苦情の処理)

第19条 乙は、甲及びその住民から処分場の運営に関して苦情を受けたときは、誠意を持って対応しなければならない。

(施設の変更許可)

第20条 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとするときは、あらかじめ委員会と協議し、了解を得るものとする。

(事業譲渡の制限)

第21条 乙は、第三者への処分業務に係る事業の譲渡は行わないものとする。

(協定内容の見直し)

第22条 甲、乙、丙及び丁は、5年ごとに、この協定の見直しについて協議するものとする。た

だし、委員会の提案等により協定の見直しが必要になった場合は、この限りではない。

2 甲、乙、丙及び丁ともに協定の見直しに係る意見がない場合には、この協定は自動的に継続するものとする。

(その他)

第23条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲、乙、丙及び丁の代表者が署名の上、各自1通を保有する。

令和7年3月29日

※注 協定の原本には、各人の直筆署名が記載されています。

甲 上泉自治会 会 長 生田 保則

下泉自治会 会 長 武部 輝幸

西尾原自治会 会 長 山根 一典

福平自治会 会 長 福島 武徳

小波上自治会 会 長 谷尾 清司

小波浜自治会 会 長 山田 敏昭

乙 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター 理 事 長 岡本 康宏

丙 鳥取県 知 事 平井 伸治

丁 米子市 市 長 伊木 隆司

別表1（第5条）

受入廃棄物

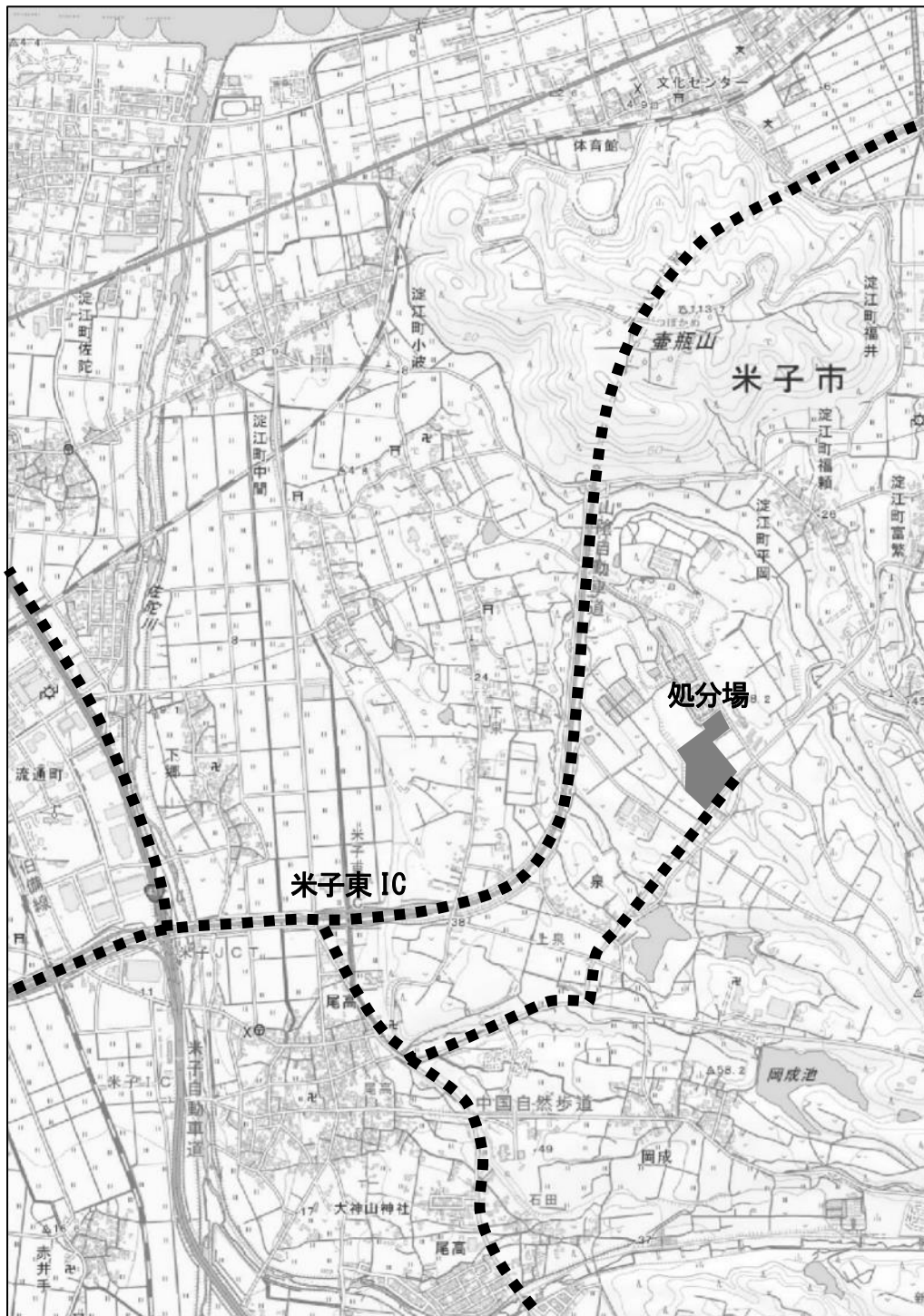
	廃棄物の種類
1	燃え殻
2	ばいじん
3	汚泥
4	鉱さい
5	廃プラスチック類
6	ゴムくず
7	金属くず
8	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
9	がれき類
10	紙くず
11	木くず
12	繊維くず
13	廃棄物を処分するために処理したもので上記以外のもの

注1 産業廃棄物に限り、特別管理産業廃棄物及び法令で規制される放射性廃棄物は除く。

注2 「13 廃棄物を処分するために処理したもので上記以外のもの」については、乙は、排出事業者から受入申し込みがあったときに甲と協議し、全ての了解を得られたものに限り受入するものとする。

別表2 (第7条関係)

搬入経路 (■■■■■■で示す経路)



注 搬入経路通行時の注意事項

- ・安全運転（制限速度の遵守等）や飛散防止対策の徹底を行うこと。
- ・処分場付近の搬入経路上の公道で駐車は行わないこと。
- ・周辺に学校等があるので、通学時間帯は児童、生徒に十分注意すること。

別表3 (第8条関係)

廃棄物の受入基準

	廃棄物の種類	受入基準
一	共通	1 飛散しないよう必要な措置が講じられていること。 2 著しい臭気を有しないこと。 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等の諸規程に適合するものであること。 4 処分場の維持管理上の支障をきたさないと判断されるものであること。 5 鳥取県内の事業所(中間処理業者の事業所を含む)から排出された廃棄物であること。
1	燃え殻	1 火気を帯びていないこと。 2 熱しゃく減量*が15%以下であること。 3 含水率が85%以下であること。
2	ばいじん	1 火気を帯びていないこと。 2 含水率が85%以下であること。
3	汚泥	1 原則として、無機性のものであること。 2 含水率が85%以下であること。
4	鉱さい	1 火気を帯びていないこと。 2 最大径がおおむね30cm以下であること。
5	廃プラスチック類	1 原則として、リサイクルが困難なものであること。
6	ゴムくず	2 最大径がおおむね15cm以下であること。ただし、性状により破碎等しがたいものについては、この限りではない(廃プラスチック類及びゴムくずは除く)。 3 中空状態でないこと。 4 混合廃棄物は、可能な限り分別排出や資源化物採取を行った後の複数品目が一体不可分なものであること。
7	金属くず	
8	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
9	がれき類	
10	紙くず	
11	木くず	
12	繊維くず	
13	廃棄物を処理したもので上記以外のもの	1 最大径がおおむね30cm以下であること。 2 含水率が85%以下であること。

注 「*」は、燃え殻を再度よく焼いた際の重量の減少率(燃え残りの割合を示すもの)

別表4 (第8条関係)

廃棄物の受入れの判定基準

判定対象物質等	判定基準値及び 廃棄物の種類	判定基準値 (溶出基準)	燃え 殻	ばい じん	汚 泥	鉍 さい	廃 棄 物 を 処 理 し た も の	廃プラスチック 類、ゴムくず、金 属くず、ガラス くず・コンクリ ートくず及び陶 磁器くず、がれ き類、紙くず、木 くず、繊維くず
アルキル水銀化合物		検出されないこと	●	●	○	●	○	○
水銀又はその化合物		0.005 mg/L 以下	●	●	○	●	○	○
カドミウム又はその化合物		0.09 mg/L 以下	●	●	○	●	○	○
鉛又はその化合物		0.3 mg/L 以下	●	●	○	●	○	○
有機りん化合物		1 mg/L 以下			○		○	
六価クロム化合物		1.5 mg/L 以下	●	●	○	●	○	○
ひ素又はその化合物		0.3 mg/L 以下	●	●	○	●	○	○
シアン化合物		1 mg/L 以下	○	○	○		○	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		0.003 mg/L 以下	○	○	○		○	
トリクロロエチレン		0.1 mg/L 以下			○		○	
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L 以下			○		○	
ジクロロメタン		0.2 mg/L 以下			○		○	
四塩化炭素		0.02 mg/L 以下			○		○	
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L 以下			○		○	
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L 以下			○		○	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L 以下			○		○	
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L 以下			○		○	
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L 以下			○		○	
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L 以下			○		○	
チウラム		0.06 mg/L 以下			○		○	
シマジン		0.03 mg/L 以下			○		○	
チオベンカルブ		0.2 mg/L 以下			○		○	
ベンゼン		0.1 mg/L 以下			○		○	
セレン又はその化合物		0.3 mg/L 以下	●	●	○	●	○	
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L 以下	●	●	○		○	
ダイオキシン類		3 ng-TEQ/g 以下	●	●	○	○	○	
含水率		85 %以下	●	●	●		○	
熱しゃく減量		15 %以下	●					

注1 ●は、判定対象項目。○は、排出工程の状況により判定対象項目とする。

注2 協定締結後、法令基準値の改正があった場合には、改正後の基準値とする。

別表5 (第10条関係)

放流水の水質検査

	項 目	頻 度	自主基準値 [mg/L]	(参考) 法令基準値 [mg/L]
1	アルキル水銀化合物	2回/年	検出されないこと	検出されないこと
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	2回/年	0.005以下	0.005以下
3	カドミウム及びその化合物	2回/年	0.03以下	0.03以下
4	鉛及びその化合物	2回/年	0.1以下	0.1以下
5	有機リン化合物	2回/年	1以下	1以下
6	六価クロム化合物	2回/年	0.2以下	0.2以下
7	砒素及びその化合物	2回/年	0.1以下	0.1以下
8	シアン化合物	2回/年	1以下	1以下
9	ポリ塩化ビフェニル	2回/年	0.003以下	0.003以下
10	トリクロロエチレン	2回/年	0.1以下	0.1以下
11	テトラクロロエチレン	2回/年	0.1以下	0.1以下
12	ジクロロメタン	2回/年	0.2以下	0.2以下
13	四塩化炭素	2回/年	0.02以下	0.02以下
14	1,2-ジクロロエタン	2回/年	0.04以下	0.04以下
15	1,1-ジクロロエチレン	2回/年	1以下	1以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	2回/年	0.4以下	0.4以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	2回/年	3以下	3以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	2回/年	0.06以下	0.06以下
19	1,3-ジクロロプロペン	2回/年	0.02以下	0.02以下
20	チウラム	2回/年	0.06以下	0.06以下
21	シマジン	2回/年	0.03以下	0.03以下
22	チオベンカルブ	2回/年	0.2以下	0.2以下
23	ベンゼン	2回/年	0.1以下	0.1以下
24	セレン及びその化合物	2回/年	0.1以下	0.1以下
25	1,4-ジオキサン	2回/年	0.5以下	0.5以下
26	ほう素及びその化合物	2回/年	10以下	50以下
27	ふっ素及びその化合物	2回/年	8以下	15以下
28	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2回/年	100以下	200以下
29	水素イオン濃度	1回/月	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
30	生物化学的酸素要求量	1回/月	10以下	60以下
31	化学的酸素要求量	1回/月	10以下	90以下
32	浮遊物質	1回/月	10以下	60以下
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	2回/年	5以下	5以下
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	2回/年	30以下	30以下
35	フェノール類含有量	2回/年	5以下	5以下
36	銅含有量	2回/年	3以下	3以下
37	亜鉛含有量	2回/年	2以下	2以下
38	溶解性鉄含有量	2回/年	10以下	10以下
39	溶解性マンガン含有量	2回/年	10以下	10以下
40	クロム含有量	2回/年	2以下	2以下
41	大腸菌数	1回/月	800[CFU/mL]以下	800[CFU/mL]以下
42	窒素含有量	1回/月	10以下	120(日平均60)以下
43	りん含有量	2回/年	8以下	16(日平均8)以下
44	ダイオキシン類	2回/年	10[pg-TEQ /L]以下	10[pg-TEQ/L]以下

注1 協定締結後、法令基準値の改正があった場合、自主基準値と法令基準値を比較し、厳しい方の基準値を適用する。

別表6 (第11条関係)
地下水の水質検査項目

	項 目	頻 度	(参考) 法令基準値 [mg/L]
1	アルキル水銀	2回/年	検出されないこと
2	総水銀	2回/年	0.0005 以下
3	カドミウム	2回/年	0.003 以下
4	鉛	2回/年	0.01 以下
5	六価クロム	2回/年	0.02 以下
6	砒素	2回/年	0.01 以下
7	全シアン	2回/年	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル	2回/年	検出されないこと
9	トリクロロエチレン	2回/年	0.01 以下
10	テトラクロロエチレン	2回/年	0.01 以下
11	ジクロロメタン	2回/年	0.02 以下
12	四塩化炭素	2回/年	0.002 以下
13	1、2-ジクロロエタン	2回/年	0.004 以下
14	1、1-ジクロロエチレン	2回/年	0.1 以下
15	1、2-ジクロロエチレン	2回/年	0.04 以下
16	1、1、1-トリクロロエタン	2回/年	1 以下
17	1、1、2-トリクロロエタン	2回/年	0.006 以下
18	1、3-ジクロロプロペン	2回/年	0.002 以下
19	チウラム	2回/年	0.006 以下
20	シマジン	2回/年	0.003 以下
21	チオベンカルブ	2回/年	0.02 以下
22	ベンゼン	2回/年	0.01 以下
23	セレン	2回/年	0.01 以下
24	1、4-ジオキサン	2回/年	0.05 以下
25	クロロエチレン (別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	2回/年	0.002 以下
26	ほう素	2回/年	1 以下
27	ふっ素	2回/年	0.8 以下
28	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2回/年	10 以下
29	ダイオキシン類	2回/年	1 [pg-TEQ/L] 以下
30	電気伝導率及び塩化物イオン	1回/月	—

注1 26から28の法令基準値は、地下水の水質汚濁に係る環境基準値

注2 協定締結後、法令基準値の改正があった場合には、改正後の基準値とする。

